

けやき



—せたがや法人会ニュース—

2018年7月1日号

商店街は「地域コミュニティの担い手」

かわら版

- ・世田谷の再発見（第14回）
- ・プロが教える おさえておきたい撮影のコツ（第21回）
- ・職場のルールとマナー（Part 24）
- ・税務署からのお知らせ

夏
No.319

**世田谷法人会
の
主な行事予定**

詳しい内容はホームページをご覧ください
URL <http://setagaya.or.jp>

月	日(曜日)	行 事 名	時 間	場 所
7	24 (火)	決算法人説明会	13:30 ~ 16:00	世田谷税務署会議室
	25 (水)	新設法人説明会	13:30 ~ 16:00	世田谷税務署会議室
8	4 (土)	せたがや ふるさと区民まつり	11:00 ~ 21:00	世田谷区民会館・
	5 (日)			区役所中庭・若林公園
	24 (金)	決算法人説明会	13:30 ~ 16:00	世田谷税務署会議室
9	7 (金)	税務記帳個別指導相談	10:00 ~ 16:00	世田谷法人会会議室

目 次

商店街は「地域コミュニティの担い手」 3

◆ **かわら版** 9

- ◆ 世田谷法人会の主な行事 2
- ◆ 法人会活動だより 7
- ◆ 税務署からのお知らせ 4
- ◆ 編集後記 11
- ◆ 第7回通常総会 6
- ◆ 間違い探しクイズ 12



商店街は、区民の日常生活を支える買い物の場とともに、街の賑わいや地域コミュニティづくりなど公共的役割も担っております。今後の掲載される商店街活動を通じて、一人でも多くの区民の方々に、あらためて身近な商店街をご理解していただき、ご利用いただければ幸いです。



桑島俊彦プロフィール
(くわしま・としひこ)

昭和16年（1941）東京都生まれ。株式会社新生堂（医薬品・化粧品販売）代表取締役。全国の商店街に普及しているスタンプ方式のモデルとなった“烏山方式”の生みの親。現在、株式会社全国商店街支援センター代表取締役社長のほか、烏山駅前通り商店街振興組合理事長、全国商店街振興組合連合会理事、東京都商店街振興組合連合会理事、世田谷区商店街連合会会長などの要職を兼務、21世紀の商店街振興に向けたさまざまな活動に従事している。永年にわたる商店街振興発展と組織の育成強化に尽力した功績により平成24年（2012）春の叙勲で旭日中綬章を受章。

商店街は「地域コミュニティの担い手」

この度、けやき秋号(10月)より表紙を含めての新シリーズとして世田谷法人会地区の商店街を、世田谷区商店街連合会のご協力をいただきご紹介をしていくことになりました。

そこで、今回のけやき夏号では、ご協力をいただく世田谷区商店街連合会の桑島俊彦会長にお時間をいただき、時代とともに変化を遂げてきた商店街とコミュニティの担い手としての役割と今後をお聞きしてまいりました。

広報委員長 白 数 良 人



えるもーる烏山 ダイヤスタンプ事業

かねてより、桑島会長は「商店街は地域コミュニティの担い手である」ということを言っておられたので、その点を中心にお話をお聞きしました。商店街は日本の高度成長と共に成長してきましたが、昨今では大型店の参入や後継者の不足による空き店舗の増加などが言われて久しくなっています。

そのような中、桑島会長のお膝元の烏山駅前通り商店街では、昭和40年から全国に先駆けて導入したスタンプ事業が日本一となり、その後ICカードも導入し、現在のダイヤスタンプカードでは高齢者の見守り機能が加わっているそうです(登録者で一人暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、30日間カード利用がない場合は連絡をとる仕組み)。

また、平成18年からは「コミュニティ・ポイント」という、レジ袋を使わなかったり、地域の清掃活動に参加したり、ペットボトルの回収に協力したりすればポイントももらえる制度を導入し、商店街を通して地域が活性化する役割も果たしているそうです。



商店街の公共的な役割と今後

世田谷産業ビジョンでは、商店街は世田谷区民の日常生活を支える公共的役割を担うとされており、今後の10年においても公共的な役割のさらなる進化が求められているそうです。

その商店街の公共的役割が、安全、安心、防災、環境、子育て、食育、お年寄り相談、まちなか観光、文化の創造と伝承などであり、桑島会長曰く、これからの商店街の未来は「基本はハート・ソフト・ハード」がキーワードで、ハートは商店街での日々のふれあいやイベントで



白数良人広報委員長

桑島俊彦会長

の交流で人間関係を豊かにすること。ソフトは地域や民間・行政と共同で事業を展開し意識を高めること。ハードは環境整備のことで、住民にとってこれほど居心地の良い空間はないという商店街を実現したいと思っておられるそうです。

そして、それらを実現するためにも、商店街をバックアップする組織が必要ということで、全国商店街支援センターを設立され、その代表取締役として商店街の事業計画の支援や次世代のリーダーの育成にも力を入れておられ、益々精力的に活動をされていることがよくわかりました。

最後に、今回お話をお聞きして、これらを実行していくためにも商店街が元気でなくてはならないことと、今後の商店街の果たす役割の大切さがわかるインタビューとなりました。

予告 けやき秋号(10月)より世田谷法人会地区の商店街取材して、ご紹介をさせていただく企画がスタートいたします。商店街の歴史や特色、方針、各種イベント等、地域コミュニティの担い手としての取り組みも含め掲載していきたいと思っております。ご期待ください!!

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈平成 30 年 4 月〉 国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事(株)	11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事(株)	11月分 食料品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事(株)		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	お弁当	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
- 【専用ダイヤル】 0570-081-222
- 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 - 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 - 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「>その他のバナーを閲覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



第 7 回 通常総会

◆ 日 時：平成 30 年 6 月 6 日

◆ 会 場：渋谷エクセルホテル東急「プラネッツルーム」

初めに、物故者黙祷、開会の辞、会員増強功労・地区活動推進功労等の表彰状・感謝状の贈呈、師岡孝会長の挨拶が行われました。

その後、師岡孝会長の議長の下、「平成30年度事業計画の件」、「平成30年度収支予算の件」が報告されました。続いて、「平成29年度事業報告承認の件」、「平成29年度決算報告承認の件」が上程され、承認されました。

議事終了後、来賓祝辞をいただきました。その後、来賓紹介、閉会の辞となりました。



年間会員獲得第1位
第7地区 河原満良 地区長



年間会員獲得第2位
第1地区 山家茂夫 地区長



年間会員獲得第3位
第5地区 加藤 寛 副地区長(代理)



師岡会長あいさつ



事業報告／冨田稔総務委員長



会計報告／宇津木一郎財務委員長



監査報告／鈴木善行・田中邦明



会員増強功労者 藤田礼子・八田和実

来賓の方々



来賓祝辞／小関和夫 世田谷税務署長



来賓祝辞／土屋信三 世田谷都税事務所長



会員福利厚生感謝状受賞者 泉 愛子
菊池薫子

法人会活動だより

地区年次報告会
(第1地区～第9地区)

各地区年次報告会が、第3地区を皮切りに開催されました。各地区長の議長のもと、「平成30年度事業計画の件」、「平成30年度収支予算の件」が報告されました。

続いて、「平成29年度事業報告承認の件」、「平成29年度決算報告承認の件」が上程され、承認されました。



坂野修崇青年部会長のあいさつ

坂野修崇青年部会長の議長のもと、「平成30年度事業計画の件」、「平成30年度収支予算の件」が報告されました。

続いて、「平成29年度事業報告承認の件」、「平成29年度決算報告承認の件」が上程され、承認されました。



小池淑子女性部会長のあいさつ

小池淑子女性部会長の議長のもと、「平成30年度事業計画の件」、「平成30年度収支予算の件」が報告されました。

続いて、「平成29年度事業報告承認の件」、「平成29年度決算報告承認の件」が上程され、承認されました。

平成30年度年次報告会スケジュール

地区	月 日	時 間	年次報告会会場	懇親会会場
第1地区	4月4日(水)	18:00～	グランビジョン 国際学院	八代井亭
第2地区	4月2日(月)	18:00～	銀座アスター 三軒茶屋賓館	銀座アスター 三軒茶屋賓館
第3地区	4月1日(日)	17:30～	梅侖	梅侖
第4地区	4月12日(木)	17:30～	(株)儘田組 会議室	瞬彩
第5地区	4月13日(金)	17:30～	燕来香	燕来香
第6地区	4月16日(月)	18:00～	品芳齋	品芳齋
第7地区	4月18日(水)	18:00～	ブラッツ砧	浩太郎丸
第8地区	4月10日(火)	18:00～	祖師谷 まちづくりセンター	串焼おんば 祖師ヶ谷大蔵店
第9地区	4月19日(木)	18:00～	野村証券(株) 成城支店会議室	墨花居

青年部会 年次報告会
(通算 39回)

- ◆ 日 時:平成30年4月11日(水)
- ◆ 会 場:銀座アスター三軒茶屋賓館



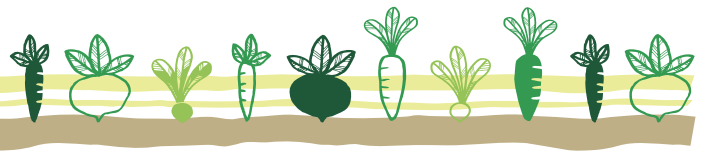
集合写真

女性部会 年次報告会
(通算 41回)

- ◆ 日 時:平成30年4月23日(月)
- ◆ 会 場:オークラレストランスカイキャロット



年次報告会



広報委員 吉田 実

世田谷区では、江戸時代より、大消費地江戸の近郊農村として、様々な農産物を供給してきました。農地面積や農家戸数は年々減少しているものの、現在でも東京23区内では練馬区に次ぐ2番目の規模で、生産される農産物は旬の野菜や果実、季節の花など多岐にわたっています。

今回は、世田谷区での野菜の変遷を紹介します。

江戸～明治期

江戸時代以降、世田谷区一帯は江戸・東京近郊の農村として発達してきました。米、麦、大豆などの穀物、大根やナス、キュウリなどの野菜、柿や栗などの果実、薪炭などを供給する一方で、江戸まで下肥を汲み取りに出かけ、田畑で用いる肥料にし、都市と農村の間に資源循環のシステムが構築されていました。

明治時代の後半に入ると、東京市の急激な市街地化と人口の激増により、膨大な量の食料が必要となりましたが、当時の交通網はあまり発達していなかったため、傷みが早く遠距離輸送に耐えられない野菜や果実の供給は、近郊の農村に依存しなければならない状況でした。

一方、農家側も地租改正以来の税負担が増え、自給自足の経営から現金増収を迫られ、野菜の生産に力を入れるようになりました。加えて、軍施設が世田谷へ移転してきたことにより、膨大な量の野菜の需要が生じ、区内農家は共同体制で出荷することで、多大な利益を収めるようになりました。こうして、世田谷の農業は野菜栽培に主力が移り、大消費都市近郊の有利性を最大限に活かした野菜の供給地として発展していきました。

大正期

大正時代末期になると、交通機関が発達し、遠隔地の農村でも野菜を出荷できるようになり、地の利だけでは野菜の供給を独占できなくなりました。高値で取引され利益の大きいトマトやナス、キュウリ、イチゴなどの促成栽培は、高知県・愛知県など暖地園芸の産地拡大により大量に生産されたものが東京の市場に参入し、不振となっていきました。さらに、関東大震災（大正12年）後の急激な人口の増加は、東京近郊をも市街地化し、食料の消費も増大させました。

このため、全国各地の農産物が東京の卸売市場に集中し、従来の野菜や穀物の生産だけでは世田谷で農業を経営していけなくなり、離農して自給分だけ耕作する区内農家も数多くありました。

昭和初期

昭和に入ると、時代は戦時体制下へと移り、兵役の召集や軍需産業への動員により労働力は不足し、肥料や農機具の生産も停滞し、農業生産は目立って低下していきました。

また、戦時中から終戦直後は極度の食料難で、生産の主体だった野菜の作付けが統制され、主穀作物（米麦やイモ類）の供出を割り当てられた時期もありました。

戦 後

戦後は、昭和22年から24年にかけて行われた農地改革によって、小作農家は自作地を得ることができましたが、反面、面積が小規模で経済的に不安定な自作農家が多数創出されました。このため、人口増加と地価高騰のなかで農地を売却またはアパート等に転用するなど、農家の兼業や離農が急速に進み、昭和30年を過ぎると、兼業農家が専業農家を上回るようになりました。

世田谷区の代表的な作物としては、一年を通じて栽培できる小松菜などの軟弱野菜、端境期に出荷する早採りのキュウリなど果菜類が挙げられます。

現 在

農家の多くは面積30a以下の小規模経営のため、区民ニーズに合わせた様々な種類の野菜を主に露地栽培で生産し、収穫した野菜は畑の横の直売所や、JAの共同直売所などで販売しています。

なお、世田谷ゆかりの野菜としては、大蔵大根、下山千歳白菜、城南小松菜などが挙げられます。





林芙美子旧居跡 (太子堂3丁目29)・北原白秋住居跡 (若林3丁目15)

広報委員 吉田 実



この路地奥の二軒長屋でした

案内板のある路地奥の二軒長屋は、林芙美子の不遇な時代(1925年)の寓居で、詩人・野村吉哉と暮らしました。肺を患った野村は暴力的で争いが絶えない辛い生活でしたが、二軒長屋の一軒には壺井繁治、栄夫妻が住み、若い頃の平林たい子も訪れました。林芙美子が作家仲間を支えられた時期でもありました。林芙美子の処女作『放浪記』にはこの頃の太子堂での生活の一コマが「泥沼に浮いた船のように、何と淋しい私たちの長屋だろう。兵營の屍室と墓地と病院と安カフェに囲まれたこの太子堂の暗い家にもあきあきしてしまった」と描いています。しかし、翌年には野村と別れ世田谷を離れました。

壺井栄の「はたちの芙美子」にも当時の生活が記されています。林芙美子のすぐれた文学性が磨かれた場所として文学史上、記念されるべき場所です。

林芙美子(はやし ふみこ、1903年～1951年)は、幼少期の行商生活を経て、職を転々としながらも詩や童話を書き続け、自らの貧困生活へ立ち向かうように、生きる苦しみを吐露し、血みどろの人生を奔放な文体で表現しました。代表作はデビュー作である『放浪記』(1930年)をはじめ、『清貧の書』(1933年)、『浮雲』(1951年)、『めし』(1951年)があります。とりわけ『放浪記』は、映画やテレビ、舞台などに姿を変え、ひたむきに力強く生きる女性を描いた名作として、戦前・戦後を通じて多くの読者を魅惑し続けています。

町内掲示板に「林芙美子 貧乏コンチクショウ」のチラシ広告を見て、円泉寺の脇に林芙美子旧居の案内板があるのを思い出しました。近所には、小学校時代は友人もいてよく行っていた懐かしい場所です。北原白秋住居跡とともに「世田谷の再発見」(第14回)として紹介します。



掲示板



北原白秋住居跡は、歌人・詩人・童謡作家であった北原白秋が、その生涯57年のうち、44歳から55歳までの12年間、世田谷区内に在住していた場所です。

昭和3年4月、旧馬込町(大田区)から若林3丁目15番に移転してきました。世田谷区内最初の住所地で、「世田谷風塵抄」と題する一連の短歌を詠んでいます。

- 霾(つちふ)らし嵐吹き立つ春さは代々木野かけて朱(あけ)の風空
- 風面朱(かざおもてあけ)に吹き立つ春真昼そぐき埃(ほこり)に食(じき)とふなり
- 木樨(もっこく)のしづけき空へちりかけて桜はしろし光る花びら
- 風たまゆら土にしづけき花びらのひとつ舞ひ立ちはら皆立つ

白秋は、昭和6年初夏、今の砧6丁目13番(旧大蔵の西山野)に同12年11月、眼底出血をおこし、同15年4月、杉並区阿佐ヶ谷に転居し、同17年11月2日に逝去しました。



職場のルールとマナー

Part 24

広報委員 久松 徹雄

働く姿勢を見直そう

今回も職場におけるリーダーシップについてのお話です。

◆ 残業の多さだけでは評価できません

「始業・終業時刻確認・記録等の労働時間管理の適正化を求める通達・基発339号」という通達が出され、企業に対して厳格な労働時間管理を要求しています。未払い割増賃金や過重労働、サービス残業等の問題に対し、これをクリアするための方策のひとつとして仕事を管理することが挙げられます。

従来遅くまで仕事をする社員は忠誠心があり、熱心で積極性があるとの評価が多かったことと思いますが、現在は仕事の内容に踏み込んでチェックをしておかなければ、賃金コストに跳ね返ります。法律上ただ働きをさせることはできない時代です。

残業、深夜残業、休日出勤はすべてコストがかかりますので、残業等を多く行う社員について労働の中身と労働時間管理を行う事が重要です。また、評価も残業等を行う社員は仕事が多いか、遅いか、残業等の稼ぎを意識しているか、を把握しておく必要があります。仕事が遅い場合はプロセスや成果の洗い直しや無駄の排除などを考えましょう。場合によっては残業等の多い社員は、賞与評価ではマイナス評価もありうることを周知する必要もあるでしょう。

◆ 社員に人間性や情実を強く求めない

管理者等がその部下から信頼を得て、仕事を円滑に行うよう指示することは役割と考えますが、必要以上にその成果を意識して、自分の行うべき行動、接する態度に神経質になるケースが増えています。

部下の信頼や人間的な付き合いを過度に求めること



ではなく、仕事上の関係構築を目指すべきです。この両者を混同しないようにしましょう。管理者等は仕事上の円滑化を考えることが責務ですので、尊敬を得たいとか、信頼されたいといった意識的なことまで求める必要性はとりあえず不要です。管理者等も部下も与えられた役割に副って業務を遂行することが求められているのです。

◆ 部下の様子は顔色から伺うこと

人は感情が顔や態度に出たり、他人の言動に率直に反応することが非常に多いものです。部下の気分の良し悪しや何かの悩みなどはすべて表情に出ってきますので、管理者等は毎日部下の表情をみる必要があります。ただし、しっかり、部下の表情を読み取るという目的意識をもって少しの変化も見逃さないようにしなければ、いくら見ても分かりません。なお、食い入るように見るだけでも分からないものですが、顔を始め行動全体をみますとよく分かります。

部下の意識や変調は顔などの表情をつかむことが、非常に有効です。



読者の声

- ・かわら版—毎回「世田谷再発見」を楽しく拝見しております。
- ・研修会—税に関するものや、もっと広範囲なものまで、未長く取り上げて下さい。
- ・文教施設にもっと予算を計上して下さい。将来のために、子供達に夢を！

- ・「けやき 春 第 318 号」の表紙が斬新で驚きました。待ってました !! 税の使い方が素直に伝わってきました。税のコーナーは、いつもなんとなく難しく、堅いイメージでしたが、次代を担う小学生の“絵はがき”感動しました。
- ・今月号も記載がありました p8—認知症の予防—地域の問題（介護、子育て、医療）高齢化・少子化などなど。
- ・税に関するイメージが変わりました !! 子供達の税のイメージを大切にしたいものです。確定申告⇒電子化も使いやすくなりました。



プロが教える

おさえおきたい撮影のコツ

広報委員 中山聖琉



第21回 運動会やスポーツなど、動きの多い被写体の撮り方

間もなく夏本番です。アクティブな季節になります。これからの季節の写真は、動きの多い写真を、いかに上手に撮るかということに関してヒントになるようなお話をさせていただきます。

最近、幼稚園の運動会に撮影に行きますと親御さんの持つカメラは、スマホか一眼レフかにはっきりと分かります。

前にもお伝えいたしましたが、スマホカメラの技術はすこぶる上がっておりますが、やはり一眼レフカメラの潜在能力にはかないません。今回は、一眼レフでの撮影を中心に考えてみようと思います。

動きのある被写体を撮影する場合は、プログラムモードで撮影するのが安心で確実とはいうものの、せっかくですので「シャッター速度優先モード」という機能を使ってみましょう。

例えば運動会で走っている人を撮る場合、シャッター速度を1,000分の1とか2,000分の1とかの速いシャッター速度に設定すればするほど被写体の動きが固定化され、足を蹴り出した被写体が、宙に浮いている写真が撮れます。

スポーツ写真でよく見ることができるのは、水泳競技のとき選手が水面から顔をあげている瞬間の、まわりの

水滴がつぶつぶの水滴に写っている写真は、シャッター速度が速い設定になっています。

一方、あえてシャッター速度を遅くすることによって、その効果を撮影できる方法もあります。「流し撮り」という方法です。わかりやすく例えるならば、モータースポーツのF-1の写真です。車体は止まって写っているものの、背景が流れて写っている写真、お分かりになりますか？

ちょっと極端な例ですが、カメラは車体の動きに合わせて追っかけます。つまりカメラも動きながら撮影しています。カメラが動けば、動かない背景は流れて写ります。その結果、動きを感じることができるといえる写真が撮ることができるのです。

わたくしの場合でいいますとブライダルブーケの、その時のフィーリングによってシャッター速度を決めます。やり直しがきかないから、ブーケに動きを加えてイメージっぽく撮りたいときは、ちょっとだけシャッター速度を遅めにして、空中に飛ぶブーケをしっかりと撮りたいときは、シャッター速度は速めにします。

皆様の撮りたいイメージを思い描いていただいてシャッター速度をあれこれ変えて撮影してみると、新しい発見ができると思います。ぜひチャレンジしてみてください。



シャッター速度を遅くした写真



ノーマル写真

編集後記

今月号より広報委員会に参加させていただき竹内です。印章印刷業を営んでおります。

早いもので今年も7月、蟬の大合唱に夏の訪れを知ること、皆様お元気にお過ごしでしょうか。

2年前の7月に天皇陛下が生前退位のご意向を示され、昨年の皇室会議で年号変更が決定し今年が「平成」最後の夏となります。

「平成」の文字を当時の官房長官だった小淵恵三元総理大臣が掲げた頃、私は中学生でした。初の生前退位は多くの国民が目撃していることと思います。平成31年4月30日に今上天皇が退位され、翌5月1日に皇太子様が新天皇に即位されることが発表されました。2019年5月1日から新年号になります。

皆様が気になるのは祝日ではないでしょうか。祝日の変更に伴い、窮地に立たされているのがカレンダー業界の方々となりました。新年号発表まで仕事になりません。決まってしまうから1〜2カ月で来年分を印刷するなど想像しただけで恐ろしい仕事量ですね。法人等でカレンダーを注文される方はお早めに動かれることをお勧めします。

世田谷法人会青年部会

渉外委員会委員長

竹内 雅一

第41回 世田がやあるさと区民まつり

平成30年(2018年)

8月4日(土)・8月5日(日)

11:00 ~ 21:00

<会場>

世田谷区民会館 / 区役所中庭(世田谷4-21-27)
若林公園(若林4-34-2)

主催:世田谷区民まつり実行委員会

共催:世田谷区

後援:世田谷教育委員会、学校法人国士館

間 違 い 探 し ク イ ズ

間違い全部で5箇所あります。
さあ探してください!

ひだり



みぎ



正解者のなかから5名様に「2,000円のクオカード」をプレゼントします。

◆応募要項

同封のFAX応募用紙にご記入の上、FAXしてください。

◆送り先

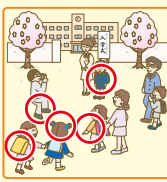
世田谷法人会 間違い探しクイズ係
FAX 03 (3421) 4226

◆締切り

平成30年8月1日(水)

たくさんのご応募、お待ちしております。

前
号
解
答



たくさんのご応募、
ありがとうございました。

世田谷法人会 無料 税務記帳 個別指導相談

ご利用ください!

「記帳の仕方がよくわからず困っている」「税務の取扱いを確認したい」というような時、法人会を思い出してください。法人会では、毎月専門家により無料相談日を設けて、会員の皆様のご利用をお待ちしております。お気軽にどうぞ。

- 日 程 : 第2回 平成30年9月7日第1金曜日
第3回 平成30年11月30日第5金曜日
第4回 平成31年1月18日第3金曜日
第5回 平成31年3月1日第1金曜日
第6回 平成31年3月15日第3金曜日
- 時 間 : (1時間)
10:00 11:00 13:00 14:00 15:00
- 場 所 : 世田谷区若林 1-15-10
電設会館3階(事務局会議室)
- 指 導 : 東京税理士会
世田谷支部所属 税理士
- 問い合わせ・予約 :
世田谷法人会事務局
TEL 03(3410)1425

予約制

公益社団法人 世田谷法人会報 第319号

平成30年7月1日 発行

- 発行所 / 公益社団法人 世田谷法人会
世田谷区若林 1-15-10 電設会館3階
TEL 03(3410)1425 FAX 03(3421)4226
URL <http://www.setagaya.or.jp>
E-mail info@setagaya.or.jp
- 編集人 / 広報委員会
- 発行人 / 師岡 孝



最新情報はホームページをどうぞ URL <http://www.setagaya.or.jp>